

マイナンバーカードを保険証として利用するには？

お手元にあるマイナンバーカードを健康保険証として利用登録する必要があります。
以下の方法で利用登録してマイナ保険証として利用してみましょう。

- 役場 1 階 町民税務課 (1 番 2 番窓口) で登録
- 医療機関・薬局の受付で登録
- マイナポータルで登録
- セブン銀行ATMで登録



転職・退職して保険者が変更(国保⇔社保など)になる場合には？

退職などにより職場の保険から町の国民健康保険へ加入する場合や、転職して町の国民健康保険を脱退する場合は、役場での手続きが必要です。

⇒役場 1 階 保健福祉課 (7 番 8 番窓口) へ

マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を交付します

従来の健康保険証は令和 6 年 12 月 2 日に廃止され、新規交付は行われなくなります。
廃止後は、「資格確認書」を用いて医療機関等を受診することが可能です。

資格確認書は申請が必要なの？

現在使用している健康保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証をお持ちでない方へ「資格確認書」を送付する予定ですので、申請は必要ありません。

ただし、令和 6 年 12 月 2 日以降に、現在ご使用の健康保険証を紛失された場合などは、役場で申請する必要があります。

職場の健康保険に加入したときや他の市町村に転出するときは？

現在、町の国民健康保険に加入されていて、職場の健康保険に加入したときや他の市町村に転出するときは、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

⇒役場 1 階 保健福祉課 (7 番 8 番窓口) へ



■マイナ保険証など制度について

大石田町保健福祉課 保健医療グループ ☎(35)2111(内線173)

■マイナンバーカードについて

大石田町町民税務課 住民グループ ☎(35)2111(内線122)

町民の皆さまへ

令和 6 年 9 月 13 日 (金曜) 午後 8 時 51 分に、当町職員が酒気帯び運転の道路交通法違反の疑いで現行犯逮捕されました。

このような不祥事が発生してしまいましたことに対し、心からお詫び申し上げます。

本来、法を守る立場にある公務員が、絶対にしてはならない飲酒運転をしたことを厳粛に受け止め、深く反省しております。

これまでも、職員に対しましては、飲酒運転は絶対にしないよう、機会があるごとに注意喚起してきたところですが、この度は、部下職員を管理監督する立場の当該職員がこのような不祥事を起こしたことを重く受け止めております。

今後、このようなことが二度と起こらないように、改めて綱紀の厳正な保持に努め、町民の皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

大石田町長 庄司 中

令和 6 年 12 月 2 日から マイナンバーカードの健康保険証に 移行します

令和 6 年 12 月 2 日から現行の健康保険証の新規発行は停止されます。なお、現在使用している国民健康保険や後期高齢者医療保険の健康保険証は、記載されてある有効期限まで使用可能です。(職場の保険に加入されている方は、職場の担当部署にご確認ください。)

マイナンバーカードの健康保険証(以下、マイナ保険証)は持っているけど使用したことがない方は、ぜひこの機会にマイナ保険証を使ってみましょう！

マイナ保険証のメリットって何？

マイナンバーカードを保険証として利用することで、いつもの通院においても、様々なメリットがあります。

✓ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される！

⇒限度額を超えた金額を役場で支給申請しなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては、限度額を超える分を支払う必要がありません。

✓ マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる！

⇒従来は医療費の領収書から医療費控除の明細書を作成して、確定申告時に添付する必要がありましたが、マイナポータルからe-Taxに連携することで、医療費控除申請が簡単にできます。

✓ データに基づくより良い医療が受けられる！

⇒情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診の情報を医師・薬剤師とスムーズに共有できます。お薬手帳を忘れても、マイナポータルから簡単に確認できます。